

廿日市市公共交通協議会財務規程・事務局規程の制定及び監査委員の指名について

1 案の要旨

令和４年度より、本協議会に財務を持たせるため、廿日市市公共交通協議会規約第１５条第４項（事務局に関する必要な事項）及び第１８条（財務に関する事項）に基づき、別紙１及び２のとおり、廿日市市公共交通協議会財務規程及び事務局規程を制定する。

また、廿日市市公共交通協議会規約第１７条第１項及び第２項に基づき、別紙３のとおり、監査委員を２名指名する。

（参考：廿日市公共交通協議会規約（抜粋））

（事務局）

第１５条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２ 事務局は、廿日市市建設部交通政策室に置く。

３ 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４ 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第１７条 協議会に監査委員を２名置く。

２ 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。

３ 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１８条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 案の内容

（１）財務規程及び事務局規程

別紙１及び２のとおり

（２）監査委員の指名

別紙３のとおり

3 施行日

令和４年４月１日（木）

廿日市市公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、廿日市市公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに廿日市市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、廿日市市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の協議会においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、廿日市市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

(案)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第17条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

廿日市市公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、廿日市市公共交通協議会規約第15条の規定に基づき、廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、廿日市市建設部交通政策室長をもって充てる。

3 事務局員は、廿日市市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、廿日市市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(委任)

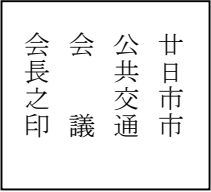
第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(案)

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状
甘日市市公共交通協議会会長之印		てん書	正方形

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
24×24	会長名をもって 発する文書	1	事務局長

廿日市市公共交通協議会監査委員の指名について

廿日市市公共交通協議会の監査委員として、次の 2 名を指名する。

役職等	氏名
広島県地域政策局交通対策担当課長	藤井 剛
広島市道路交通局都市交通部公共交通計画担当課長	森田 環

任期：令和 5 年 3 月 3 1 日まで

廿日市市公共交通協議会規約

(目的及び設置)

第1条 廿日市市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廿日市市及びその周辺の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県廿日市市下平良一丁目11番1号廿日市市役所内に置く。

(事業及び協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事
- (5) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、廿日市市長が任命する委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 市長が指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等が組織する団体の代表
- (6) 鉄道事業者
- (7) 港湾管理者
- (8) 道路管理者

- (9) 廿日市警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 2 市長は必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に次掲げる者を委員として加えることができる。
 - (1) 自家用有償旅客運送者
 - (2) その他協議会の運営上必要と認められる者
- 3 委員に支障があるときは、委員が指名する代理人を、協議会に出席させることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員に任命又は委嘱されたときにおける前条第1項及び第2項に掲げる身分を失った場合は、その職を失う。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は会議の決定により公開しないことができる。
 - (1) 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域協議会)

第10条 会長は、別表に定める各地域において、当該地域を対象とした路線に係る生活交通の確保等についての協議を行うため、必要に応じ協議会に地域協議会を置くことができる。

- 2 地域協議会が協議した内容は協議会に諮り決定する。

(地域協議会の協議事項)

第 1 1 条 地域協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 当該地域における公共交通の路線、時刻、停車場所等に関する事項
- (2) 当該地域協議会の運営方法その他当該地域協議会が必要と認める事項
(地域協議会の任期)

第 1 2 条 地域協議会の委員の任期は、第 7 条各項によるものとする。

(地域協議会の構成員)

第 1 3 条 地域協議会の構成員は、第 6 条各項によるものとし、各地域の実情に精通した委員で構成する。

- 2 委員に支障があるときは、同条第 3 項によることとする。

(分科会)

第 1 4 条 会長は、第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 5 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、廿日市市建設部交通政策室に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 6 条 協議会の運営及び事業の執行に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てることができる。

(監査)

第 1 7 条 協議会に監査委員を 2 名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 8 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 9 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 2 0 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成２６年２月２６日から施行する。

附 則

この規約は、平成２７年２月２４日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年３月９日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第１０条関係）

地域名	地域の範囲
廿日市地域	旧廿日市市
佐伯地域	旧佐伯町
吉和地域	旧吉和村
大野地域	旧大野町
宮島地域	旧宮島町

※ 地域の範囲は、平成１５年３月１５日の合併以前の旧市町村区域をいう。